

質 疑 回 答 書

令和 7 年10月27日

各 位

高知市長 桑名 龍吾

案件名

自動販売機設置場所の貸付け

上記案件の質疑について、以下のとおり回答します。

質疑番号	質 疑 事 項	回 答
1	本公告は、グループ毎の取り抜け形式とありますが、グループ①、グループ②等、一括して落札するのか、グループ①内で1号物件、2号物件で各1社が落札するのか、念のため確認したいです。	開札は公告別紙 9「入札執行の日時及び場所等（１）」に記載のとおり実施します。 1 号物件から番号の若い順に順次行うので、物件毎に開札を実施します。
2	入札参加申込書の 2 入札を希望する物件番号 ですが、それぞれレ点を入れるようになっているかと思えます。 例えば第1グループ内の物件で1号物件のみに参加する事も可能なのでしょうか？ 広告別紙に記載のあるルールでしたら、同グループ内であれば、1号物件だけでなく、2 号物件も参加する必要があるという認識なのですが、、、	入札参加は物件毎に申し込み可能です。 入札参加申込書（様式第 1 号の 1 または様式第 1 号の 2）に入札を希望する物件番号を記載してください。 なお、公告別紙 1 は以下のとおり訂正いたします。 ＜訂正前＞ 落札者の決定は、第一、第二、第三、第四グループについては、グループごとに「取り抜け方式」とする。第一グループ（1 号～2 号物件）、第二グループ（3 号～4 号物件）、第三グループ（5 号～6 号物件）、第四グループ（7 号～8 号物件）については、入札を希望する物件が含まれているグループ内の物件全てに入札書の提出を必要とする。 ＜訂正後＞ 第一グループ、第二グループ、第三グループ及び第四グループにおける物件の落札者の決定については、それぞれ取り抜け方式とする。
3	第 1 ～ 4 グループは取り抜け方式との事ですが、落札の順番は数字が小さい順に実施するのでしょうか？ 例えば、第1グループ内で本命は 2 号物件ですが、ルール上、同グループの 1 号物件にも参加する必要がある、仮に 1 号物件が落札になった場合は本命の 2 号物件には参加できないという事態になりますでしょうか。	開札は公告別紙 9「入札執行の日時及び場所等（１）」に記載のとおり実施します。 1 号物件から番号の若い順に順次行います。 また、入札参加は物件毎に申し込み可能です。 入札参加申込書（様式第 1 号の 1 または様式第 1 号の 2）に入札を希望する物件番号を記載してください。 なお、公告別紙 1 は以下のとおり訂正いたします。 ＜訂正前＞ 落札者の決定は、第一、第二、第三、第四グループについては、グループごとに「取り抜け方式」とする。第一グループ（1 号～2 号物件）、第二グループ（3 号～4 号物件）、第三グループ（5 号～6 号物件）、第四グループ（7 号～8 号物件）については、入札を希望する物件が含まれているグループ内の物件全てに入札書の提出を必要とする。 ＜訂正後＞ 第一グループ、第二グループ、第三グループ及び第四グループにおける物件の落札者の決定については、それぞれ取り抜け方式とする。
4	入札参加申込書について 1 入札を希望する物件番号のレ点記入についての質問です。入札参加申込書を提出の際にレ点を入れており、入札書を提出時に不参加になり入札書を提出しなかった場合はどうなりますか	公告別紙 8「入札書の提出（５）」に記載のとおり入札参加資格の決定を受けた者が入札を辞退しようとするときは、8（４）の提出期限までに辞退届を提出してください。 また、入札参加申込書提出時に複数の物件に入札希望を行い、開札までにその中の特定の物件について辞退しようとする場合は、その旨を書面で届出していただきますので、公告別紙13「問い合わせ先」に連絡をしてください。